

令和5年度毒物劇物研修会

毒物及び劇物の概要と  
最近の動向について

山梨県 福祉保健部 衛生薬務課

# 本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

# 本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

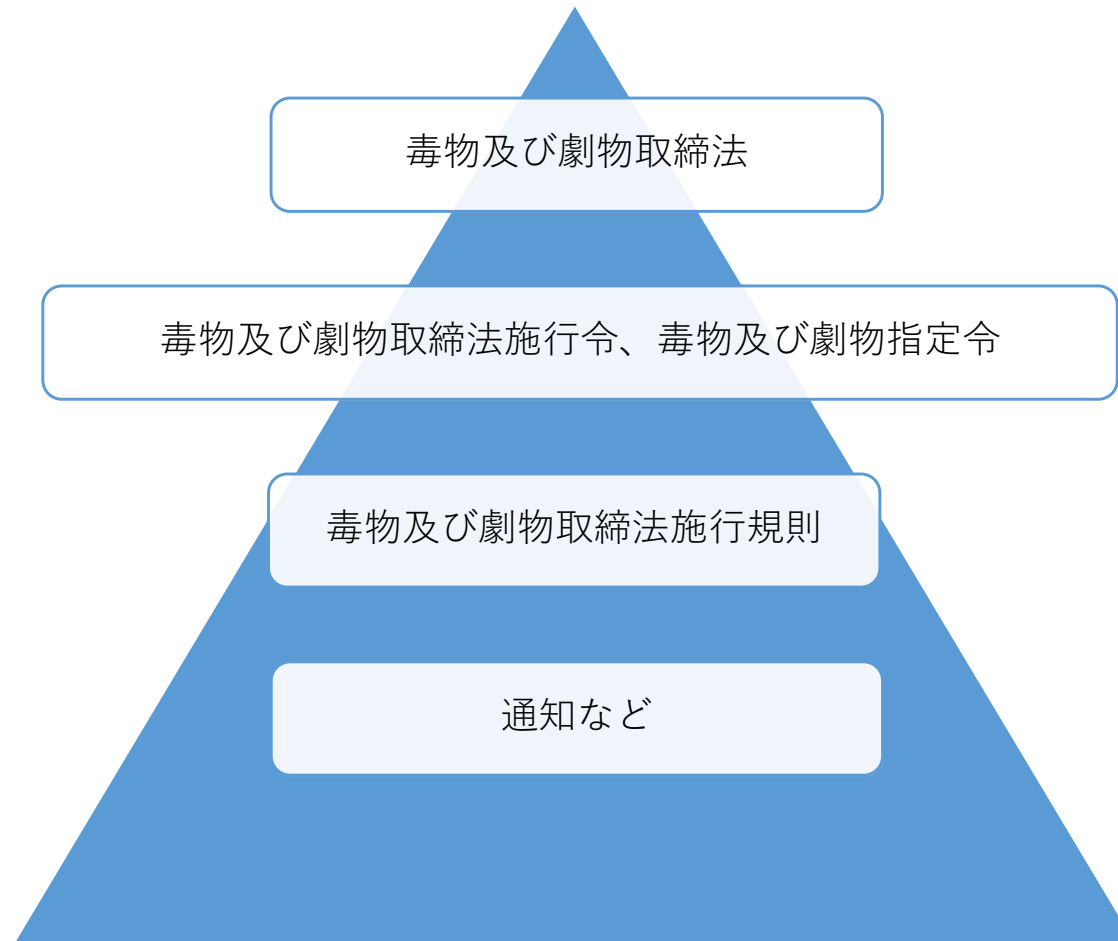
# 毒物及び劇物取締法の目的

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

「保健衛生上の見地」とは  
公衆衛生の向上及び増進の立場  
毒物劇物の漏洩などの防止  
→人体への健康被害の防止

# 毒物及び劇物取締法の体系

---



# 毒物又は劇物とは？

- 毒物：法別表第1及び指定令第1条に掲げる物
- 劇物：法別表第2及び指定令第2条に掲げる物
- 特定毒物：法別表第3及び指定令第3条に掲げる物
- いずれも医薬品及び医薬部外品を除く

# 毒物劇物取締法の適用対象

---

製造業者（登録が必要）

輸入業者（登録が必要）

販売業者（登録が必要）

特定毒物研究者（許可が必要）

特定毒物使用者（指定が必要）

業務上取扱者（要届出）（めっき業、しろあり防除業等）

業務上取扱者（届出を要さない）（学校、工場、農業等）

⇒ 農薬や、研究に使われる試薬等で、毒劇物に該当するものを扱う場合、適用対象となる。

# 毒物劇物取締法の適用対象

---

届出対象外であっても、**毒物及び劇物取締法第15条の2（廃棄）及び法第16条（運搬等についての技術上の基準）**は、全ての人が守らなければなりません。

また、**毒物及び劇物取締法第22条第5項**により、届出を要しない全ての業務上取扱者は、上記に加え**法第11条（毒物又は劇物の取扱）、法第12条第1項及び第3項（毒物又は劇物の表示）、法第17条（事故の際の措置）**並びに**法第18条（立入検査等）**を守らなければなりません。



# 盗難・紛失防止措置（法第11条）

---

- 貯蔵設備は、毒物劇物専用でかぎのかかる頑丈なものとし、施錠すること
- 目の行き届く場所に保管すること
- 保管場所には毒物・劇物があることを表示すること
- 毒物劇物の受払簿を作成し、日常的に使用量及び在庫量を確認すること

# 漏えい、流出等の防止（法第11条）

---

- 貯蔵設備は、毒物劇物の性質に応じた材質や構造とすること
- 固体以外の毒物劇物を貯蔵するタンクについては、毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準を遵守すること
- 貯蔵設備及び設備内の毒物劇物について、転倒防止等の震災対策を行うこと
- 貯蔵設備の保守点検を定期的に行うこと

# 毒物劇物の容器（法第11条）

---

- 誤飲を防ぐために、毒物劇物の容器に**飲食物の容器**を使用しないこと



# 容器及び被包、貯蔵設備の表示（法第12条）

---

## □ 容器及び被包の表示

- ✓ 「毒物」、「医薬用外」の文字（「毒物」の文字は赤地に白文字で表示する。）
- ✓ 「劇物」、「医薬用外」の文字（「劇物」の文字は白地に赤文字で表示する。）
- ✓ 使用の際に小分けした毒物劇物の容器及び被包にも表示すること

## □ 貯蔵設備の表示

- ✓ 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を見やすく表示すること

# 毒物劇物の廃棄（法第15条の2）

---

- 政令で定める技術上の基準及び毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従うこと
- 毒物及び劇物取締法だけではなく、その他の法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）で規定する基準にも従うこと
- 自己処理ができない場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること

# 事故の際の措置（法第17条）

---

- 毒物劇物が**飛散、漏洩等**した場合において、不特定多数に保健衛生上の危害が発生するおそれがある時には、直ちに**保健所、警察署又は消防機関**に届け出ること。
- 同時に、保健衛生上の危害防止のための必要な応急措置を講じなければならない。
- 毒物劇物が**盗難**にあい、又は**紛失**したときは直ちに**警察署**に届け出ること

# 毒物劇物の譲渡手続き

---

- 他の毒物劇物営業者に販売又は授与する時には、次に掲げる事項を書面に記載しておく。
  1. 毒物又は劇物の**名称及び数量**
  2. 販売又は授与の**年月日**
  3. 譲受人の**氏名、職業、住所**
  
- 営業者以外の者に販売又は授与する時には、上記事項を記載し、譲受人が**押印**した書面の提出を受けなければ、販売又は授与してはならない。
  
- 保存期間は、販売又は授与の日から **5年間**。
  
- ※ 次に掲げる者に毒物劇物を交付してはならない。
  - ・ 18歳未満の者
  - ・ 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者
  - ・ 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

# 毒物劇物危害防止規定

---

毒物劇物の危害は、毒物劇物営業者等の事業所によって取扱う種類や態様、作業手順、異常事態の内容などあらゆる点で異なります。各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめた「毒物劇物危害防止規定」を作成しましょう。



# 毒物劇物危害防止規定

---

## 記載内容

1. 毒劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の**職務及び組織**に関する事項
2. 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る**作業の方法**に関する事項
3. 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る**設備の点検**に関する事項
4. 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る**設備等の整備又は補修**に関する事項
5. **事故時**における関係機関への**通報及び応急措置活動**に関する事項
6. 毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の**教育及び訓練**に関する事項
7. その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

# 本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

# 毒物劇物営業者等への立入検査状況について

---

## ■本県の過去3年間の指導内容

- 毒物劇物を専用の貯蔵設備ではない場所に陳列していた
- 貯蔵場所に規定の表示がなかった
- 登録品目以外の毒物劇物を販売していた
- 譲受書に押印がなかった
- 毒物及び劇物の紛失に関する指導

# 毒物劇物の紛失事例について

---

## 事例 1 農薬の紛失

農薬を使用する時に紛失を探知した。

問題点 貯蔵場所に医薬用外劇物の表示がなかった。  
記録簿の記載に修正が容易な鉛筆は用いた。

## 事例 2 シアン化ナトリウム（毒物）の紛失

受入日終業時の確認で帳簿と現在庫が一致しなかった。

問題点 搬入立ち会い時数量を見誤った。

# 本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

# 毒物及び劇物指定令の 一部改正について（概要） 1

---

- ・ 令和5年5月26日付け薬生発0526第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知が発出された。

○新たに劇物に指定されたもの

3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール1%以下を含有するものを除く。

→令和5年6月1日施行

# 毒物及び劇物指定令の 一部改正について（概要） 2

---

## ○劇物から除外されたもの

- （１）四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤
- （２）「２－イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、２－イソブトキシエタノール１０％以下を含有するものを除く。」のうち、２－イソブトキシエタノール１５％以下を含有する製剤

→令和5年5月26日施行

# 二酸化アルミニウムナトリウム（劇物）を含有する製剤の取扱いについて（概要）

---

- ・ 令和5年7月19日付け薬生発0719第3号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知が発出された。

○アルミン酸ナトリウムを含むコンクリート用化学混和剤の一部製品に劇物である二酸化アルミニウムナトリウムの含有が判明した。

○アルミン酸ナトリウム又はこれを含有する製品を取り扱っている場合には、購入元や製造元に劇物である二酸化アルミニウムナトリウムの含有の有無について確認すること。



# 劇物に指定されているタリウム化合物等の販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について（概要）

---

- ・ 令和6年1月26日付け医薬薬審発0126第5号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知が発出された。

○硫酸タリウムを用いた殺人事件が発生した旨報道されており、毒物及び劇物の不適切な販売及び流通を防止するため、

- ・ 適切な譲受書の提出を受けなければ毒物又は劇物を販売し、又は授与しないこと。
- ・ 必要に応じて身分証明書により必ずその者の身元を確認するとともに、使用目的、使用場所等の聴取を行うこと。
- ・ 使用目的等に不審があると認められる者、安全な取扱いに不安があると認められる者等については警察に通報すること。

# 毒物及び劇物の容器に係る 注意喚起の徹底について（概要）

---

- ・ 令和6年1月26日付け医薬薬審発0126第3号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知が発出された。

○走行中の鉄道車両内において、硫酸及び硝酸を漏出させた事故が発生した旨の報道がされており、毒物及び劇物の容器に係る不適切な取扱いを防止するため、

- ・ 飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこと。
- ・ 毒物又は劇物を運搬する場合に、飛散、流出等の防止に必要な措置を講じなければならないこと。

# 令和4年度全国の毒劇物の盗難・紛失事故情報

| 毒物又は劇物 | 毒物又は劇物の名称                         | 事件の概要  | 事件発生事業所等の登録等の状況  | 事件の原因(推定含む)                    | 被害状況 |
|--------|-----------------------------------|--|------------------|--------------------------------|------|
| 毒物     | テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド25%<br>他複数毒物劇物 | 工場移転後に毒物劇物の在庫確認を行った際、テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド25%<br>554.2g1本を含む複数毒物劇物の実在庫数が帳簿在庫数より少ないことが判明した    | 業務上取扱者<br>(届出不要) | 移転に伴い毒物劇物を廃棄した際の帳簿未記載、廃棄手順の不徹底 | 特になし |
| 劇物     | クロルピリホス40%                        | 事業所内の保管庫で在庫確認を行った際、クロルピリホス500mLの実在庫数が帳簿在庫数より6本少ないことが判明した。                                  | 販売業(一般)          | 保管庫の鍵の管理不徹底                    | 特になし |
| 劇物     | 水酸化ナトリウム<br>(24%)                 | 月末に行った棚卸しの際に、劇物である24%水酸化ナトリウム1缶(25kg)を紛失していたことが判明した。                                       | 販売業(一般)          | 保管場所が無人にもかかわらず無施錠の時間帯が多かったこと。  | 特になし |
| 劇物     | イミノクタジン酢酸塩<br>25.0%               | ・イミノクタジン酢酸塩25.0%<br>(500mL/本)×20本入の1ケース紛失した。<br>・県内にある運送業者の支店にて荷下ろしを行った際に数量が不足していることが発覚した。 | 販売業<br>(農業)      | 出庫時、検品時の確認ミス。                  | 特になし |
| 劇物     | イミダクロプリド                          | ・イミダクロプリド含有品(100g/本)<br>×20本入の1ケースを紛失した。<br>・道内にある運送業者の支店にて荷下ろしを行った際に数量が不足していることが発覚した。     | 販売業(一般)          | 運送業者での集荷時および配送時の荷物の数量確認を怠ったため。 | 特になし |

| 毒物又は劇物 | 毒物又は劇物の名称     | 事件の概要   | 事件発生事業所等の登録等の状況 | 事件の原因（推定含む）   | 被害状況 |
|--------|---------------|---|-----------------|---|------|
| 劇物     | ホルマリン         | 病院内にて内視鏡室での業務終了後、担当看護師が同室の薬品在庫を確認したところ、ホルマリン（7ml瓶   | 業務上取扱者          | 内部管理方法の不備（払い出す際の本数確認が不十分で、元々少ない数を払い出した可能性がある。）  | 特になし |
| 劇物     | アセタミプリド20.0%  | ・ 500g×2袋<br>・ 農薬保管庫に保管していた左記劇物を含む5種類の農薬が所在不明。  | 業務上取扱者（届出不要）    | 保管管理・在庫確認が不十分であった。  | 特になし |
| 劇物     | 水酸化カリウム15%製剤  | 仕入先から緩衝材が巻かれた当該劇物が、一般物とともに折りたたみコンテナに入れられた状態で当該へ配送された。仕入先からの配送は、日に複数回に分けて行われていたが、平時より各便の配送品目は営業所には伝達されていなかった。そのため、仕入先からの配送最終便到着後の検品記録上、該当劇物の入荷が確認されなかったことから探知に至った。 | 販売業（一般）         | 営業所に配送された製品については、作業場で作業員が1名で折りたたみコンテナから取り出し、バーコードにより電子的に検品を行っている。その際に折りたたみコンテナ内の緩衝材等を作業場内のごみ袋に捨てており、今回は誤って当該劇物を緩衝材と共に捨ててしまったものと推測される。 | 特になし |
| 劇物     | 2-ブタノン        | 出荷した劇物の荷揃え作業をしている際に、8缶（14kg/1缶）不足していることが発覚した。   | 一般販売業           | 日常管理不十分（納品数を誤った可能性がある。ただし、納入先では在庫数に齟齬はないとのこと。）  | 特になし |
| 劇物     | 硫酸亜鉛（硫酸亜鉛7水塩） | 運送業者が運搬中に硫酸亜鉛（20kg/袋×4）を紛失。県内に当該劇物の荷下ろしを開始する前までは確認できたが、その後の行方は不明であり、当該劇物以外のものとの誤配送の可能性や盗難の可能性は否定できない。その後の発見連絡なし。  | 県外の業者であるため不明    | 運送会社が運搬中での積荷の受渡確認が不十分であったため。  | 特になし |
| 毒物     | シアン化カリウム      | シアン化カリウム含有の試薬（1箱 100袋入）の数量確認したところ、4袋（シアン化カリウムとして80mg）不足していることが判明した。   | 業務上取扱者（届出不要）    | 保管、使用状況等に特に問題がなかったこと、納品時に個包装の数量確認をしていなかったことから、納品当初から4袋欠品していたと推察される。   | 特になし |

| 毒物又は劇物 | 毒物又は劇物の名称                                   | 事件の概要   | 事件発生事業所等の登録等の状況 | 事件の原因<br>(推定含む)                   | 被害状況 |
|--------|---|---|-----------------|-----------------------------------|------|
| 劇物     | N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン48%                 | 左記劇物を含む製品1セット(50g×6本)事業所内倉庫で6/22 2セット確認 7/1 1セット出荷のため、確認したところ1セット紛失判明した。  | 製造業             | 日常管理不十分。                          | 特になし |
| 劇物     | 塩化亜鉛(98%)                                   | 塩化亜鉛を含有する劇物(23個)が、納品先に未納であった。   | 販売業(一般)         | 他の納品先に誤送付しまったものと推定。               | 特になし |
| 劇物     | シクロヘキシミド(100%) トリクロル酢酸(99%以上) アクリルアミド(100%) | 保管状況の確認時、シクロヘキシミド(1g×1本)、トリクロル酢酸(500g×3本)、アクリルアミド(1000g×1本)が紛失していることが発覚した。  | 業務上取扱者(届出不要)    | 室内の片づけをする過程で誤って廃棄した               | 特になし |
| 劇物     | 過酸化水素水(35%)                                 | 令和4年12月、事業者において在庫確認(棚卸)をしたところ、過酸化水素水(35%)500mLが2本不足していることが判明。帳簿類等を確認したところ、同年7月14日から7月28日の間で2本が不足していた。システム上の使用記録等が4か月で上書きされるため残っておらず、保管庫の鍵の貸出記録もないことから、盗難・紛失等の可能性が否定できない。なお、物損はなく、監視カメラもあるため外部からの侵入による盗難の可能性は低い。 | 業務上取扱者(届出不要)    | 事業者による管理不備(帳簿への記載が形骸化)            | 特になし |
| 劇物     | 10%中性緩衝ホルマリン                                | 事業所内においてホルマリン瓶の数量を確認した際、ホルマリン8mLが1本不足していることに気が付いた。  | 業務上取扱者(届出不要)    | 出入管理不十分(保管場所から持ち出した後、行方が分からなくなった) | 特になし |
| 毒物     | アジ化ナトリウム                                    | ・100mg<br>・研究所内<br>・保管状況の確認の際に所在不明になっていることが判明した。  | 業務上取扱者(届出不要)    | 廃棄処理を行い、廃棄記録をつけ忘れた可能性が高いと推定される。   | 特になし |

| 毒物又は劇物 | 毒物又は劇物の名称             | 事件の概要  | 事件発生事業所等の登録等の状況 | 事件の原因(推定含む)                                      | 被害状況                                      |
|--------|-----------------------|--|-----------------|--|---|
| 毒物     | シアン化ナトリウム             | ・20kg×1缶<br>・事業所倉庫において、シアン化ナトリウム(20kg/缶)が帳簿上の数値と一致せず、警察の調べにより、破損なく全量発見された。 | 販売業(一般)         | 入庫時の数量確認ミスによる。                                   | 特になし                                      |
| 毒物     | 弗化水素46~48%            | 事業所内の保管庫で在庫確認を行った際、弗化水素酸500mLの实在庫数が帳簿在庫数より1本少ないことが判明した。                    | 業務上取扱者(届出不要)    | 保管庫の鍵の管理不徹底在庫管理表の記入漏れ常態化                         | 特になし                                      |
| 劇物     | 10%中性緩衝ホルマリン病理組織固定用   | 医療機関(内視鏡室)にて「10%中性緩衝ホルマリン病理組織固定用」の在庫が帳簿の理論在庫より6本少ないことに気づいた。                | 業務上取扱者(届出不要)    | 誤って廃棄してしまったと推測される。                               | 特になし                                      |
| 毒物劇物   | ・多元素標準液<br>・タリウム単独標準液 | 事業所内の一般試薬保管庫の調査中に2種類の試薬に劇毒物表示を確認。即時毒劇物保管庫へ移動させた。                           | 業務上取扱者(届出不要)    | 管理不十分。(毒劇物の管理が不十分、新規試薬購入時SDSによる毒劇物の確認ができていなかった。) | 台帳管理をしていなかった為、盗難、紛失量は不明。どちらも可能性は低いと考えられる。 |
| 劇物     | トリクロル酢酸               | 事業所内で荷揃えをしていたところ、前日入荷分の商品(トリクロル酢酸 25g 1本を含む薬品)の紛失が判明。                      | 販売業(一般)         | 日常の管理不十分   | 特になし                                      |
| 劇物     | ホルマリン(10%)            | 院内で検体保管用として使用していた10%ホルマリンが16mL(8mLスピッツ2本)が紛失した。                            | 業務上取扱者(届出不要)    | 日常的な管理不足   | 特になし                                      |
| 毒物     | アジ化ナトリウム              | 試液調製のため、容器重量を測定したところ、0.21g不足していることに気づいた。                                   | 業務上取扱者(届出不要)    | 原因は特定できず(秤量操作の可能性あり)                             | 特になし                                      |
| 毒物     | アリルアミン                | 令和4年7月に購入したアリルアミン(25ml)1本を紛失したことに気づいた                                      | 業務上取扱者(届出不要)    | 薬剤の在庫管理の不備                                       | 特になし                                      |

# ご不明な点は各窓口へご相談ください

---

## お問い合わせ窓口

- 山梨県衛生薬務課 055-223-1491
- 中北保健所 0551-23-3071
- 峡東保健所 0553-20-2751
- 峡南保健所 0556-22-8151
- 富士・東部保健所 0555-24-9033

甲府市内の事業者（製造・輸入業者以外）は

- 甲府市保健所 055-237-2550

ご清聴いただきありがとうございます